

# 業務仕様書

## 1 業務名称

令和4年度 大河ドラマ活用推進事業 3Dアート制作設置業務

## 2 業務目的

2022年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送を機に、伊豆の国市内への来訪者が増加している「若年層から中年層」をターゲットに、SNSの拡散効果の高い〈意外性〉と〈地元の伝記伝承〉に特化したアートイベントを実施し、本市を楽しみながら周遊できる取組みを実施することで、本市の歴史文化の価値や魅力を全国へ発信し、地域の活性化に繋げる。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年7月31日まで

## 4 履行場所

伊豆の国市内

## 5 業務内容

### (1) 伊豆の国市内全域での3Dアート制作設置

#### ① 仕様

[数量] 5か所

[材質] 屋外での長期使用(3年程度)に耐え得るものを用いること。

② 2022年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の主人公である北条義時をはじめとした北条家ゆかりの人物の伝記伝承につながる又はふさわしいデザインとすること。

③ 設置場所は、下記候補案のとおり伊豆の国市内にある北条家ゆかりの地等を想定しているが、その他の場所を希望する場合は、具体的な場所を明記のうえ提案すること。  
なお、下記候補案については設置が決定しているものではありません。

④ 制作物の仕様詳細は、受注者の企画内容に基づき、発注者と協議のうえ決定する。

### (2) 広報用のポスター(B2判以上×50部程度)のデザインおよび制作

## 6 成果品

(1) 本業務報告書(A4版/図面等はA3折込可/カラー)

(2) 「5 業務内容」に記載の製作物 1式

## 7 私的財産権等

(1) 受注者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、当該著作物の引渡し時に伊豆の国市に無償で譲渡するものとする。

(2) 受注者は、成果品に第三者が権利を保有する素材(キャラクター等)を使用する場合には、

受注者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受注者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (3) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、伊豆の国市の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、伊豆の国市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 8 その他

- (1) 本業務の内容に疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。  
発注者において必要と認められるときは、業務の変更又は中止を指示することがある。
- (2) 受注者は、本業務実施において生じる全ての成果品、資料、取得された情報等を、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の遂行に伴い関係法令上必要となる諸官庁等への申請・届出等は、全て受注者の責任において行うこと。
- (4) 本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により解決するものとする。
- (5) 発注者は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配布、放送等）することができることとする。